

# 陳情処理状況報告書

- . - . -      陳                      情                      - . - . -

○経営企画委員会

受理 番号	受 理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨
14	5. 7. 3	車両管理及び運用についての陳情	(略)	<p>1. 趣旨</p> <p>(1) 富山県が所有する車両の管理及び運用を、法令遵守して頂きたい。また、委員会の場を借り県民に向け、富山県が所有する車両の管理及び運用方法は違法性がないことを明言していただき、胸を張り県下の企業の見本になれたことを知ってもらおう努力をしていただきたい。</p> <p>2. 理由</p> <p>令和5年6月2日にあった知事会見でも質問があった、技術専門学院の無車検、自賠責未加入での車両運用が明らかになり、知事はレアなケースであることを強調しながらも、全体を見直す考えを表明されました。このことは大変良いと考えます。</p> <p>しかし、このような違法な車両管理及び運用が以前から常習化している事実を、会見では公表しなかったことには大変疑問を感じるどころです。</p> <p>(1)令和2年に富山県農林水産総合技術センター（以下、センターという。）が所有運用する複数の車両が自賠責保険未加入であることが発覚し、富山県警から指摘され、その後改善している。</p> <p>さらに、同年別日にも同所属が所有運用する複数の車両にて無車検、自賠責未加入が発覚し富山県警から指摘され、その後改善しています。富山県としては公道を走行するために車検、自賠責の加入が必要だとは知らなかったということで、長年にわたり違法行為が放置状態になっていたようです。なお、同施設内でH30年に人身事故が発生し、富山県警及び富山地検ともに私有地であっても公道とみなす結論を出していることは、富山県も十分に認識し公道であることは承知している。</p>

- . - . -      陳                      情                      - . - . -

受理 番号	受 理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨
				<p>その後も富山県警として繰返しセンターへ法令遵守を求め指導を行ってきたが、改善が難しいと判断し、センターを所管する農林水産部農林水産企画課へ直接出向き改善を求めたところ、その後改善が見られた。</p> <p>(2)令和2年にセンターが所有する車両系建設機械が法令で定められている特定自主検査を行っていないことを富山労働基準監督署から指摘され、是正勧告を受け、その後改善が見られた。</p> <p>(3)小型特殊自動車を所有した場合、地方自治法にて運用する市町村へ届け出を行わなければならないにも関わらず多くの車両が届け出を行っていなかった事が令和1年に発覚し、管財課は全所属に向け、法令を遵守するよう書面にて連絡を行い多くの車両は改善された。</p> <p>しかし、残念であるが、令和4年にセンターが所有管理している車両にて届け出と違う、別の車両ナンバーを付け替え長年運用していたことが発覚し、所管する立山町から説明を求められ注意されている。その後、立山町の指導に従い改善された。</p> <p>(4)令和3年には、センターが警察へ届け出が必要な安全運転管理者の届け出がなされておらず、県民からの指摘で届け出を行い、その後改善された。</p> <p>このように以前から県が所有する車両の管理及び運用には問題があることは、富山県自身十分認識していたが公表されなかったため、富山県知事も富山県自ら改善する必要はないという結論に至り、現在まで放置状態になったと考えられる。今回のように報道されたことにより、違法行為は良くないことであると、富山県知事が気づき、さらに自ら改善する必要性があることに気づけたことは良いことである。今回の車両以外の違法も放置されている行為について、過去の状況を考えると、富山県として法令遵守することはとても難しい事である</p>

- . - . -                      陳                      情                      - . - . -

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名	提 出 者	要 旨
				と思うが、一歩ずつでも良いので法令遵守する努力をしていただきたいと思います。

- . - . -      陳                      情                      - . - . -

○教育警務委員会

受理 番号	受 理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨
16-1	5. 9. 11	富山県迷惑行為等防止条例に対する陳情	<p>東京都八王子市 暁町1丁目30-9 サンマリーナ 310</p> <p>非営利活動法人 ターゲッテッ ド・インディビ ジュアル・ジャ パン</p> <p>集団ストーカ ー・テクノロジー 犯罪被害者の 会</p> <p>代表理事 押越 清悦</p>	<p>現代型人権侵害、組織的嫌がらせ行為、ストーカー行為、村八分行為、電磁波悪用ハラスメントの認識改め、条例強化を求める。</p> <p><b>【陳情趣旨】</b></p> <p>昨今の銀座の時計店強盗や特殊詐欺、劇場型詐欺に見られる闇バイト等を使い、犯罪の分担化、情報の分散隠蔽、罪の重さを感じさせない依頼、犯罪の定義が変化しています。</p> <p>更にSNSやGPSを使い、小型の盗聴盗撮器を使い通信傍受、ハッキングといった先端科学技術を使い、個人情報入手し、復讐代行、脅迫や嫌がらせ、村八分ストーカー行為、自殺誘導等が行われています。</p> <p>また、カルト宗教による霊感商法、多額の無理な寄付集めが騒がれていますが、宗教団体や政治団体、警察権力、防犯パトロール、自治体や企業まで騙されて嫌がらせ行為に利用加担させられているようです。</p> <p>そこで本来なら、法整備する必要のある組織的嫌がらせ、付きまとい犯罪ですが、現在のストーカー規制法は恋愛のもつれによるという制限があり、これも県議会として国に対して改正を求めて頂きたいと考え、県の条例に於きましては迷惑行為等防止条例の第四条、嫌がらせ行為の禁止の項目ですが、嫌がらせも組織的に行われている可能性があり、長期間の被害者が殆どです。犯罪者に指示を出した存在と、その犯罪を企画している者の追及が必要となります。</p> <p>組織的ストーカー行為(集団ストーカー犯罪)はガスライティング手法という証拠の取り難い手口が用いられている。これを議会でも把握し、県警の意識も一新し、調査、被害者の対応、一般市民への周知啓蒙を強く求めます。</p>

- . - . -      陳                      情                      - . - . -

受理 番号	受 理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨
				<p><b>【陳情項目】</b></p> <p>(1) 富山県の迷惑行為等防止条例の第四条の嫌がらせ行為禁止条項に、組織的大人数で犯罪が行われる場合があり、実行犯の他に命令役指示役がいる事を明記し、罪に問う文言を入れる。(四条に留まらず組織的になると総合犯罪になります)</p> <p>(2) 科学技術も犯罪も日進月歩で進化しています。今までの常識では考えられない犯罪が出てきても不思議ではありません。それがガスライティング犯罪です。警察を筆頭に議員、医師、一般市民への周知啓蒙を求めます。</p> <p>(3) 科学技術の進歩を悪用し、付きまとい犯罪、嫌がらせ虐待が行われています。その実態、解りやすい機器類の画像を載せた解説防犯冊子を作る。</p>

※陳情項目(4)については、議会運営委員会に付託。

- . - . -      陳                      情      - . - . -

○教育警務委員会

受理 番号	受 理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨
18	5. 9. 15	交通事故の認識についての陳情	(略)	<p>1. 趣旨</p> <p>(1)加害者側の交通事故の認識が、警察側と乖離があるようなので、議会の場を借り県民に向け富山県警察が交通事故の認識を説明することを求める。</p> <p>今以上に、事故の届けの大切さや、事故の認識を改めて意識してもらえる機会として大切であると考え。もちろん、富山県知事を始めとする幹部職員及び交通事故に関する懲戒処分を判断する人事課や県職員も理解する必要があると考え。</p> <p>2. 理由</p> <p>(1)県職員が起こした交通事故を認識することが富山県組織として困難である状況が見受けられるので、法を司る富山県が組織的に理解ができないのであれば、県民にとっては難しい事であると容易に想像できる。</p> <p>以下に実例を記載</p> <p>1. 平成30年5月に富山県農林水産総合技術センター（以下、センターという）にて交通事故が発生し、被害者は救急車で搬送。当初は労災事故と判断し、警察への届け出は必要ないと組織として判断を行った。（被害者へは警察へ届け出たと幹部職員が説明）</p> <p>2. 平成30年8月に被害者が疑問に感じ警察への届け出がされているか所管署へ問い合わせたが、事故届は出されていないことが判明。</p> <p>3. 2. の報告を受け平成30年8月に警察が事故と知った後、速やかに被害者、加害者の現場検証が行われ、警察官がセンターの総務課長へ交通事故であること及び事故届が必要であることを伝える。</p> <p>4. 平成30年12月に農林水産部は人事課</p>



- . - . - 陳 情 - . - . -

○教育警務委員会

受理 番号	受 理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨
19	5.9.19	警察の職務についての陳情	(略)	<p>1. 趣旨</p> <p>(1)本年度、富山県公安委員会にて、市民が、富山県警へ公共性の高い経理や総務などの組織に関する質問を行う際は、質問者の氏名及び住所、電話番号など個人を正確に特定できる情報を取得しなければ、正しい回答が不可能であるため、個人を特定できる情報を取得したのち回答を行うことは適正な職務遂行であると結論付けた、苦情処理結果通知書が発行されました。</p> <p>警察のお金の流れや法令遵守などを監視する義務を負っている市民は、警察へ個人を特定できる情報を提供しない限り、いかなる情報も得ることができないものである。</p> <p>富山県警及び富山県公安委員会が適切であると結論付けた組織運営である以上、職務に携わる警察官は遵守しなければならない。もし、確実に個人を特定できない状態で、組織の決裁書の内容や公金の使い道など、いかなる情報も市民に教えた場合、情報漏洩に問われる可能性がある状況であることは容易に想像できる。</p> <p>警察官が漏えい等の罪に問われないように、いま以上、質問者を確実に特定できる情報を聞き出さない限り、何一つ答えないよう厳しく教育をしていただきたい。また、個人を特定できる情報を渡さず、警察官から回答された場合、漏洩した警察官の情報提供を行いやすくする仕組みも作り上げていただきたい。</p> <p>※個人を確実に特定できる情報とは、氏名（漢字）、氏名（ふりがな）、電話番号、住所が最低必要であると富山県警及び、富山県公安委員会は明言している。</p> <p>※本文で使用している情報とは、今後の組織運営の考え方や、組織運営に使われ</p>

- . - . -                      陳                      情                      - . - . -

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名	提 出 者	要 旨
				ている公金目的・狙いや、障害者雇用状況など、公共性が高い情報を指すものであり、個別事案の事件や、個人を特定するための情報や、捜査などの職務に影響のない情報を指している。

— — — —

陳

情

— — — —

○地方創生産業委員会

受理 番号	受 理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨
15	5. 8. 29	ものづくりに 関する陳情書	(略)	<p>今般の事案は、本年6月15日県の議会で同議員の尾山謙二郎氏が、県のものづくり産業の発展について質問したことに対して、商工労働部長の中谷仁氏は、今後は企業を経由するのではなく、個人にも支援をすとの答弁をしておりますが、現時点では口先だけの支援で、実務が一切ない。</p> <p>このことは、県の行政に対して著しく不信を買う。</p> <p>以上の事案により、県の議会議長に回答を求めます。</p>

○県土整備農林水産委員会

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名	提 出 者	要 旨
17	5. 9. 15	障害者優先調 達推進法の促 進についての 陳情	(略)	<p>1. 趣旨</p> <p>(1) 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」(以下、推進法という。)が平成25年4月1日から施行され、すでに10年が経ちましたが、農林水産部である富山県農林水産総合技術センター(以下、センターという)にて剪定、軽作業、タイヤ交換など多くの作業があると思われるが、発注としては名刺印刷のみであるのが現状である。現状を踏まえると、障害者にセンターの業務を行うことはできなとしか見えません。しかし、農林水産部としては農福連携事業を行い民間では障害者が活躍できるとアピールしているように見えるが、センターにて行える業務が無いことを考えると実態は僅かであり、あたかも障害者が活躍しているイメージを植え付けているだけなのかもしれません。</p> <p>以上のことから、センターでは、なぜ、障害者が活躍できる場がないのか、県民に向け説明を行い、農福連携事業にセンターの発言内容を参考に、今以上に障害者を雇用できるようアイデアを考えていただきたい。</p> <p>参考までに、富山県及び議員の方々のご存知かもしれませんが、地方公務員法にて定められている会計年度任用職員は、単年度ごとに契約を行うものである。また総務省が会計年度任用職員雇用について「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル(第2版)」を作成し、適正な雇用を行うよう推進しています。その中に、会計年度任用職員の継続雇用は最大2年(国では遵守している)が適切であり、それ以上継続雇用する場合は、外注または正規職員への切り替えが適切であると読み解ける内容である。総務省としては、会計年度任用職員は組織変革など一時的な手助</p>

- . - . -                      陳                      情                      - . - . -

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名	提 出 者	要 旨
				けであることが前提で、長期にわたり低賃金で雇用するための制度ではない。

○議会運営委員会

受理 番号	受 理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨
16-2	5. 9. 11	富山県迷惑行為等防止条例に対する陳情	<p>東京都八王子市 暁町1丁目30-9 サンマリーナ 310</p> <p>非営利活動法人 ターゲッテッ ド・インディビ ジュアル・ジャ パン</p> <p>集団ストーカ ー・テクノロジー 犯罪被害者の 会</p> <p>代表理事 押越 清悦</p>	<p>現代型人権侵害、組織的嫌がらせ行為、ストーカー行為、村八分行為、電磁波悪用ハラスメントの認識改め、条例強化を求める。</p> <p><b>【陳情趣旨】</b></p> <p>昨今の銀座の時計店強盗や特殊詐欺、劇場型詐欺に見られる闇バイト等を使い、犯罪の分担化、情報の分散隠蔽、罪の重さを感じさせない依頼、犯罪の定義が変化しています。</p> <p>更にSNSやGPSを使い、小型の盗聴盗撮器を使い通信傍受、ハッキングといった先端科学技術を使い、個人情報入手し、復讐代行、脅迫や嫌がらせ、村八分ストーカー行為、自殺誘導等が行われています。</p> <p>また、カルト宗教による霊感商法、多額の無理な寄付集めが騒がれていますが、宗教団体や政治団体、警察権力、防犯パトロール、自治体や企業まで騙されて嫌がらせ行為に利用加担させられているようです。</p> <p>そこで本来なら、法整備する必要のある組織的嫌がらせ、付きまとい犯罪ですが、現在のストーカー規制法は恋愛のもつれによるという制限があり、これも県議会として国に対して改正を求めて頂きたいと考え、県の条例に於きましては迷惑行為等防止条例の第四条、嫌がらせ行為の禁止の項目ですが、嫌がらせも組織的に行われている可能性があり、長期間の被害者が殆どです。犯罪者に指示を出した存在と、その犯罪を企画している者の追及が必要となります。</p> <p>組織的ストーカー行為(集団ストーカー犯罪)はガスライティング手法という証拠の取り難い手口が用いられている。これを議会でも把握し、県警の意識も一新し、調査、被害者の対応、一般市民への周知啓蒙を強く求めます。</p>

- . - . -                      陳                      情                      - . - . -

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名	提 出 者	要 旨
				<p><b>【陳情項目】</b></p> <p>(4) 本来なら多人数で行う組織的犯罪の方が凶悪犯と呼べるのに、条例でしか取り締まれない現実。国に対して富山県議会としてストーカー規制法を改正し、組織的なストーカー行為をより重い犯罪として法整備を要請する事を強く求めます。</p>

※陳情項目(1)、(2)、(3)については、教育警務委員会に付託。